

## 藤岡市みかぼみらい館等自動販売機設置事業者募集要領（一般自動販売機）

公益財団法人 藤岡市文化振興事業団（以下「事業団」という。）が藤岡市から指定管理業務として管理している藤岡市みかぼみらい館に自動販売機設置を希望される者及び法人（以下「設置事業者」という。）を募集します。

### 1 貸付の目的

清涼飲料水等自動販売機の設置（缶、ペットボトル又は紙カップのものに限る。）

### 2 貸付物件及び設置できる自動販売機の体積及び台数

物件番号	施設名	設置場所	設置体積	台数	種類
第1ブロック					
1	みかぼみらい館	エントランス	W990×D780×H1880 以内	1	紙カップ
2			W990×D780×H1880 以内	1	缶・ペット
3			W990×D780×H1880 以内	1	缶・ペット
4			W1200×D780×H1880 以内	1	缶・ペット
第2ブロック					
5	みかぼみらい館	大ホール ラウンジ	W1200×D780×H1880 以内	1	缶・ペット
6			W1200×D780×H1880 以内	1	缶・ペット
第3ブロック					
7	みかぼみらい館	職員駐車場入	W1020×D750×H1880 以内	1	缶・ペット
8	敷地地内	口	W1020×D750×H1880 以内	1	缶・ペット

※ 貸付については、1 設置事業者につき、ブロック毎に1 台の契約となります。

### 3 応募者資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団並びに暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象になっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては藤岡市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 市税を滞納していないこと（本市に本店・支店又は営業所がない場合は、所在地の市町村税）。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	応募申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	○	○
③	提案書（様式第3号）	○	○
④	販売品目（様式第4号）	○	○
⑤	住民票		○
⑥	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑦	印鑑証明書	○	○
⑧	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※ 提案書は、別紙添付書式により、ブロック毎に作成してください。（1ブロックについて1つの提案とします。）すべてのブロックに応募できますが、貸付はブロック毎に1設置業者につき1物件

(1台)の契約とさせていただきます。

※ ⑤、⑥、⑦、⑧については、発行後3ヶ月以内の原本とします。

※ ⑧については、本市に本店・支店が又は営業所がない場合は所在市町村が発行する証明書。

※ 提出書類は返却いたしませんので、ご了承下さい。

※ 複数物件を申し込む場合には、提案書は物件ごとに提出してください。(ただし、⑤～⑧は、1部)

## 5 提案書等の提出方法

### (1) 提出期間

平成30年1月15日(月)から1月31日(水)まで(火曜日を除く。)の9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

※ 提出期間内に提出先へ必要な書類を直接持参するものとし、郵送、電話、FAX又はインターネットによる受付は行いません。

### (2) 提出先

藤岡市藤岡2728番地

公益財団法人 藤岡市文化振興事業団 庶務係(藤岡市みかぼみらい館内)

※不明な点がある場合には、電話(0274-22-5511)にてお問い合わせください。

## 6 審査方法及び審査結果の通知

審査は書類審査とします。設置条件を全て満たすことを前提とした上で、みかぼみらい館エントランス及び大ホールラウンジ並びに職員駐車場入口の3ブロックにおいて採点を行い、ブロック毎に上位2者(エントランスは4者)を自動販売機設置者として決定します。

設置者は、平成30年2月28日(水)までに決定する予定です。審査結果については、各応募者に文書にて通知します。審査結果の内容等に関する問い合わせには応じられません。

主な審査項目

- ・事業団に対して支払う貸付料(売上金額に対する割合)
- ・販売品の種類
- ・販売予定の商品群及び小売価額について(主力商品や代表商品等とその販売予定価額など)
- ・環境への配慮について(CO2排出や省エネ、ノンフロン対応など)
- ・安全・福祉への配慮について(バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン導入、災害時における飲料の無償提供など)
- ・館内の景観への配慮について(塗装や造作物設置など)
- ・自動販売機のメンテナンス、故障時・緊急時の対応について(商品・釣銭補充、売上金集金、トラブルサポートなど)
- ・空容器の回収等について(空容器回収箱の設置アイデアなど)
- ・上記以外、独自の企画提案内容について

## 7 設置条件等

### (1) 契約

選定された事業者は、事業団と自動販売機設置契約を締結していただきます。

(2) 貸付期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

（自動販売機の搬入及び設置については、事業団と協議していただきます。）

(3) 設置者費用負担

① 電気料

設置者が自ら設置したメーター（計量法（平成4年法律第51号）により検査に合格したものに限り。）により計測した電気使用量により、事業団が計算した額とする。メーターを設置しない場合は、自動販売機の定額消費電力により事業団が計算した額とする。電気料は③の貸付料とともに納付。

② 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用及び電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。

③ 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上額（消費税相当額を含む。）の12パーセント以上のご提案をいただき、その金額を貸付料とします。貸付料の納付については、四半期ごととし、四半期終了翌月の10日までに売上報告書をご提出いただき、その実績を基に納付書を作成のうえ送付しますので、当月末日までに納めていただきます。

（例）貸付料＝4月～6月分の売上額（消費税相当額を含む。）×○○%

7月10日までに報告書の提出 7月末日貸付料の納付

(4) 自動販売機の設置

① 本体規格については、原則として物件ごとに記載した大きさ以内のものとする。

② 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際には、できる限り建物の躯体に負担のかからない方法で設置してください。

③ 特に野外建物については、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めてください。

(5) 自動販売機の機能

① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種としてください。

② ノンフロン対応機としてください。

③ 指定した設置面積に対応できる機種があれば、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。

④ 音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。

(6) 維持管理

① 商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などは、設置者の責任において行ってください。

② 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを原則として自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

③ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置者の責任において対応していただきます。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

- ④ 自動販売機の販売品の売価は、設置者により任意に設定してください。ただし、標準小売価額より高い価額では、販売しないでください。なお、提案書に提示した価額を変更する場合には、事業団の承認が必要となります。

(7) 禁止事項

- ① 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。
- ② 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類する行為をすることはできません。
- ③ 本件の貸付物件を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。
- ④ 酒類の販売を行うことはできません。

8 使用許可の取り消し

(1) 次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消します。

- ① 許可物件を公用・公共用にする必要が生じた場合
- ② 事業団の都合により使用許可を取り消す必要が生じた場合
- ③ 使用許可の条件に違反する行為があると認めた場合
- ④ 設置業者が入札参加資格を失った場合
- ⑤ 設置業者が入札参加資格を満たしていないことが判明した場合
- ⑥ 再三の指導にも貸付料の未納が認められる場合
- ⑦ 正当な理由なく、事業団が行う指導に従わない場合

(2) 上記(1)の③又は⑤の場合、取消のあった日から3年間は事業団が実施する自動販売機の設置事業者の選定に参加することができません。

9 自己の都合による自動販売機の撤去

設置事業は、使用許可の期限が満了する前に自己の都合により自動販売機を撤去しようとする場合は、撤去する日の3か月前までに事業団に書面により通知(任意の様式)してください。

10 原状回復

設置業者は、許可期間満了により自動販売機を撤去する場合は、許可期間内に原状を回復してください。また、上記8により許可が取り消された場合や、上記9により自動販売機を撤去する場合は、速やかに現状を回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の保証を事業団に請求することができません。

11 参考データ(施設の概要)

(1) エントランス

- ① 休館日 毎週火曜日(火曜日が休日の場合は、その翌日)及び年末年始
- ② 開閉時間 午前8時30分～午後5時30分  
(ただし、夜間ホール利用許可した場合は、午後10時まで)
- ③ 共有スペースのため自由に出入り可能

(2) 大ホールラウンジ

- ① 休館日 毎週火曜日(火曜日が休日の場合は、その翌日)及び年末年始
- ② 開閉時間 午前8時30分～午後5時30分

(ただし、夜間ホール利用許可した場合は、午後10時まで)

- ③ 大ホール専用ラウンジのため入場券(チケット)を必要とするイベントの場合は、入場制限があります。

(3) 職員駐車場入口

- ① 道路に面しているため自由に自販機を利用することができます。
- ② 私道(みらい館の管理分)である+が、ふじふれあい館進入道路も兼ねており、また、地域の生活道路として利用しています。(休館日は、閉鎖)

(4) 年間入場者数

- ① 平成27年度 133,182人
- ② 平成28年度 125,598人

資料1 みかぼみらい館平面図

資料2 みかぼみらい館位置図